

みんながつながる
ちがさきの地域福祉プラン3
素案
(案)

令和8(2026)年3月
茅ヶ崎市
社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会

本計画は、茅ヶ崎市の「第 5 期茅ヶ崎市地域福祉計画」、「第 2 期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画」、「第 1 期茅ヶ崎市再犯防止推進計画」、茅ヶ崎市社会福祉協議会の「第 7 次茅ヶ崎市地域福祉活動計画」を一体的に策定したものであり、正式名称は「第 5 期茅ヶ崎市地域福祉計画・第 7 次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第 2 期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画・第 1 期茅ヶ崎市再犯防止推進計画」です。

「第 3 期茅ヶ崎市地域福祉計画・第 5 次茅ヶ崎市地域福祉活動計画」より、本計画に親しみを持っていただくために「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」を愛称として使用しています。

地域福祉とは



地域福祉 ってなあに？

「**地域福祉**」とは、そこで生活しているすべての人が、
幸せを感じて暮らすための取組みのことだよ

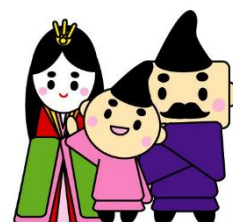
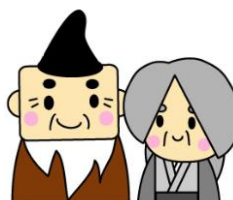
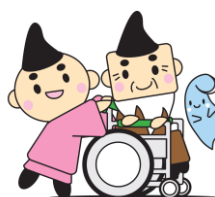


すべての人 って私も関係あるの？

地域には、赤ちゃんから高齢者まで様々な年代の人がいて、
障がいのある人や、外国にルーツがある人など、
多様な個性や属性を持つ人が暮らしているよね。

そうした地域に暮らす一人ひとりが、
住み慣れた家や地域で**自分らしく幸せ**に暮らすには、
地域の住民同士の**つながり**を大切にして、
お互いの**支え合い**の仕組みをつくっていくことが大事だよ。

「みんながつながるちがさきの**地域福祉プラン**」³では、
すべての人が幸せを感じられる地域を
みんなでつくっていくことを目指していくよ。



目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ・構成	3
3 計画期間	5
4 計画における地域のとらえ方	6
第1部 これまでやってきたこと	7
1 前計画期間における主な社会変化・法改正等	8
2 茅ヶ崎市の現状	10
3 地域福祉に関する市民の意識	14
4 前計画の振り返り	21
第2部 これからみんなで取り組むこと	27
1 計画の基本的な考え方	28
2 計画の展開	30
基本目標1 つながる	30
基本目標2 活動する	33
基本目標3 支え合う	36
3 計画の推進に向けて	39
4 地域福祉プランを補完する3つの計画	40
第2期茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画	40
第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画	44
第1期茅ヶ崎市再犯防止推進計画	47
資料編	資-1
1 計画策定の根拠となる法令等	資-2
2 計画策定の体制及び経過	資-9
3 パブリックコメント実施結果（概要）	資-13
4 用語集	資-14

はじめに

1

計画策定の趣旨

人口減少や少子高齢化の進行等により、支援が必要な世帯や複合的な生活課題を抱える世帯が増えています。このような中、国は地域共生社会（※）の実現を目指し、住民と関係機関が協力して地域の生活課題の解決に取り組むことを推進しています。

本市においても、「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2」（令和 3(2021)年度～7(2025)年度）（以下、前計画）において、地域住民や多様な主体が参画し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう取り組んできました。

引き続き令和 8(2026)年度から令和 12(2030)年度までを計画期間とする「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」（以下、本計画）を策定し、これまでの取組みを基盤に地域共生社会の実現を目指します。



イラスト:厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より

※ 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より）

2

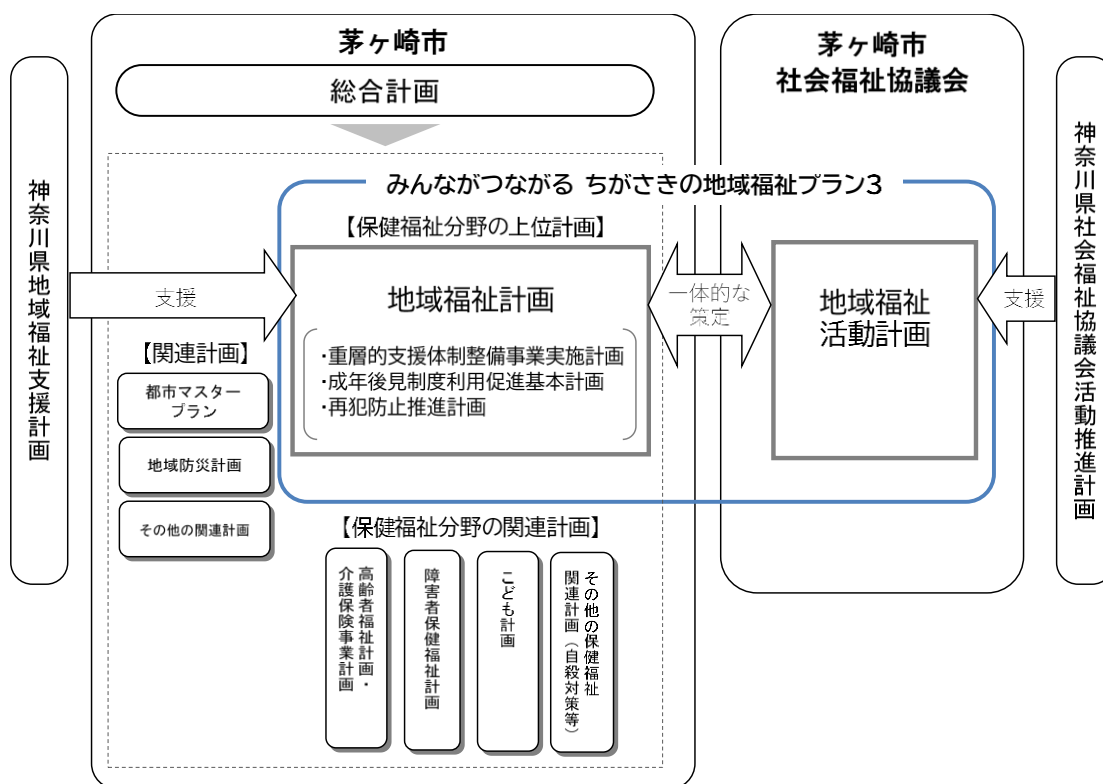
計画の位置づけ・構成

本計画は、本市の「地域福祉計画」と社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会（以下、市社協）の「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、行政や住民、地域福祉活動団体、事業所など地域に関わる人や資源の役割や協働を示すことで、より実効性のある計画とします。

なお、「地域福祉計画」は、本市の福祉の分野別計画が共通して取り組むべき事項を定める福祉分野の上位計画として位置づけます。

また、地域共生社会の実現に向けた福祉分野の取組みを総合的に推進するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」を「地域福祉計画」に包含します。

みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3の位置づけ



重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法第 106 条の 5 第 1 項）

市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するための計画です。本市では令和 4（2022）年度に策定しました。

成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条）

権利擁護の支援として、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する成年後見制度の利用の促進を図るための計画です。本市では、令和 3（2021）年度に「第 1 期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、茅ヶ崎市成年後見支援センターの設置、周知啓発事業、権利擁護に向けた相談、支援のための地域連携ネットワーク等の体制づくり等、取組みを推進してきました。

再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律 第 8 条第 1 項）

犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰の促進のため、福祉的な関りで更生支援に向けた地域づくりを進めるための計画です。地域福祉に関わるその他の取組みとともに一体的に推進します。

3

計画期間

本市の総合計画の計画期間（令和 3 (2021)～12(2030)年度）の下半期にあたる「令和 8 (2026) 年度から令和 12(2030)年度まで」の 5 か年とし、総合計画との整合を図ります。

計画の期間

	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	令和 12 (2030) 年度
みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン 3					
総合計画					

4

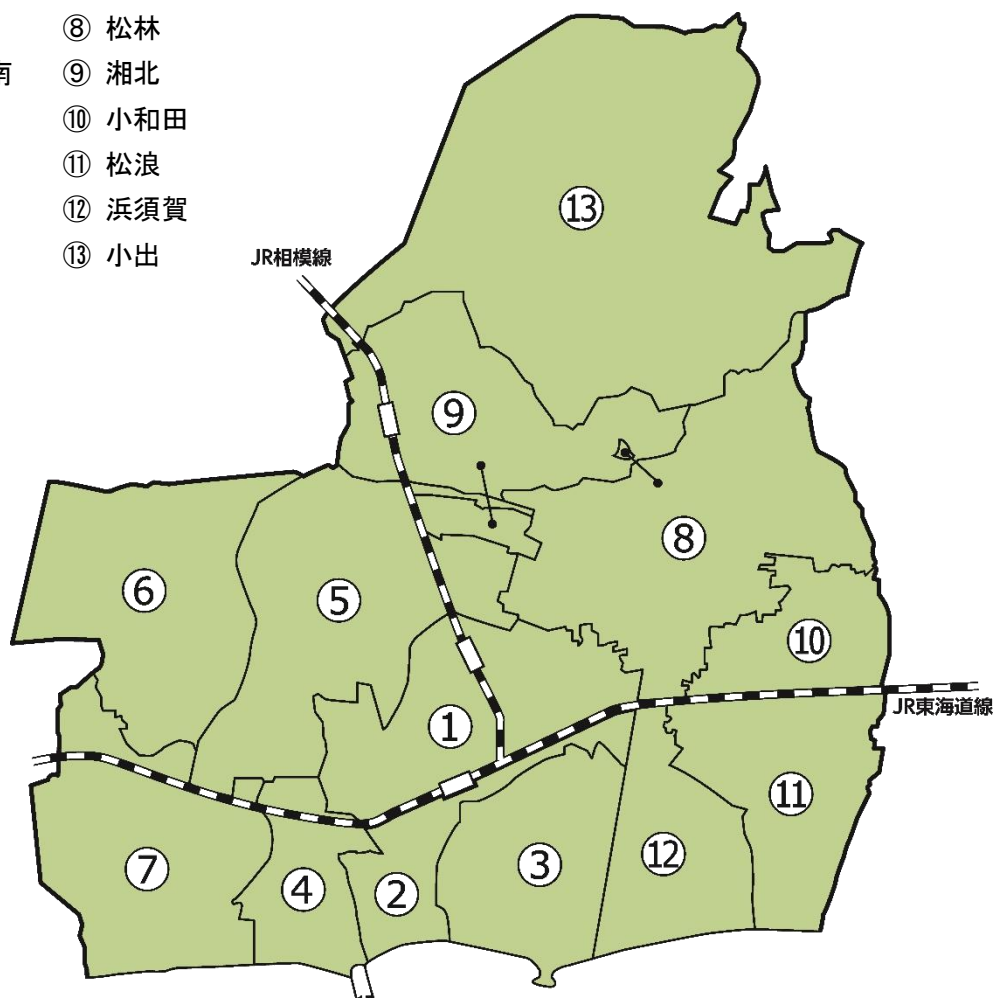
計画における地域のとらえ方

本計画の中には、「地域」、「地区」という言葉が多く登場します。これらの言葉は、皆さんが日々暮らしている場所の単位を表し、範囲と機能を指すものと言えますが、ここで使い方を整理しておきます。

	対 象 範 囲
地 域	「私たち市民が住んでいる地域」としてとらえ、区域を限定せずに、おおむね市域という広い範囲を対象に言い表すときに用います。
地 区	まちづくり協議会等の圏域（13地区）における特定区域のことを対象に言い表すときに用います。概ね中学校区程度の範囲です。

茅ヶ崎市における13地区

- ① 茅ヶ崎
- ② 茅ヶ崎南
- ③ 海岸
- ④ 南湖
- ⑤ 鶴嶺東
- ⑥ 鶴嶺西
- ⑦ 湘南
- ⑧ 松林
- ⑨ 湘北
- ⑩ 小和田
- ⑪ 松浪
- ⑫ 浜須賀
- ⑬ 小出



第 1 部 これまでやってきたこと

1

前計画期間における主な社会変化・法改正等

前計画の計画期間内（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）における主な社会情勢の変化・法改正等は、次のとおりです。

1

多様化、複雑化する生活課題

近年の**少子高齢化とライフスタイルの多様化**は、地域における支援ニーズを多岐にわたるものになりました。高齢者単身世帯や老老介護の増加は介護・医療ニーズの増大だけでなく、**地域での孤立**という課題を生んでいます。また、子育て世帯においては、核家族化の進行や共働き世帯の増加により、地域とのつながりが希薄になりがちで、**子育て中の孤立や貧困**といった問題が顕在化しています。さらに、障がいのある人や性的マイノリティ、外国籍住民など、多様な背景を持つ人々が地域で生活する中で、それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援が求められています。

また、令和 2（2020）年以降の**コロナ禍を経た経済活動や生活様式の変化**は、社会の脆弱性を露呈させました。**経済的な困窮**が深刻化し、多くの人々が生活の基盤を揺るがされました。また、リモートワークやオンライン化の進展は、人との対面での交流機会を減少させ、特に高齢者や単身者、引きこもり状態にある人々の**孤独・孤立感を一層深める**結果となりました。デジタル化の加速は、デジタル機器の利用に不慣れな層との間で**情報格差を拡大**させ、必要な情報や支援にアクセスできないリスクも浮上しました。

2

地域共生社会の実現に向けた国の動向

このような社会情勢の変化に対応するため、国は法制度の整備を積極的に進めてきました。

令和 3（2021）年 4 月には**地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律**が施行されました。これは、個別の制度では対応しきれない複合的な生活課題に対し、福祉分野だけでなく医療や介護、教育など多分野が連携し、「断らない相談支援」を地域で実現することを強く促すものです。これにより、制度のはざ間に落ち込む人をなくし、包括的な支援体制を構築することが目指されています。

令和 4（2022）年 3 月には**第 2 期成年後見制度利用促進基本計画**が閣議決定されました。これは、認知症の人や知的・精神障がいのある人の権利擁護の重要性が高まる中で、成年後見制度の利用促進を図り、地域における相談支援体制を強化することを目的としています。

令和 5（2023）年 3 月には**第 2 次再犯防止推進計画**が閣議決定され、犯罪をした人の地域社会への円滑な社会復帰の支援に向けた取組みが強化されました。住居確保や就労支援など、地域における多様な支援を通じて再犯を防止し、誰もが排除されない包摂的な社会を実現しようとするものです。

同年 4 月には、日本の将来を担う子どもたちの権利を保障するため、**こども基本法**が施行されました。これは、子どもを権利の主体として捉え、子どもが自由に意見を述べたり、意見を聴かれる権利を明確にすることで、子どもの健やかな成長と幸福を社会全体で実現していくための基盤となる法律です。

そして、令和 6（2024）年 4 月には、現代社会の深刻な課題である**孤独・孤立対策推進法**が施行されました。これは、コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に対し、国が国家戦略として対策を講じることを明記したもので、地域における多様な主体との連携を強化し、相談窓口の設置や居場所づくりなどを推進することで、人々が社会とのつながりを取り戻せるよう支援します。

同じく令和 6（2024）年 4 月には、**困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**が施行されました。性暴力被害、貧困、DV 被害など、複合的な課題を抱える女性に対し、より包括的で切れ目のない支援を提供するためのもので、地域における支援機関や民間団体との連携を強化することが期待されています。

また、**生活困窮者自立支援法**も令和 6（2024）年 4 月に改正されました。これは、生活困窮者への支援をより包括的かつ重層的に行うためのもので、住居確保給付金制度の活用促進や、家計改善支援、子どもの学習支援など、多岐にわたる支援メニューの充実が図られ、個々の状況に応じたきめ細やかな自立支援が地域で提供されることを目指しています。

前計画期間（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度における主な法改正等

年	主な法改正等
令和 3(2021)	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 施行
令和 4(2022)	第 2 期成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定
令和 5(2023)	第 2 次再犯防止推進計画 閣議決定 こども基本法 施行
令和 6(2024)	共生社会の実現を推進するための認知症基本法 孤独・孤立対策推進法 施行 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 施行 生活困窮者自立支援法 改正

2

茅ヶ崎市の現状

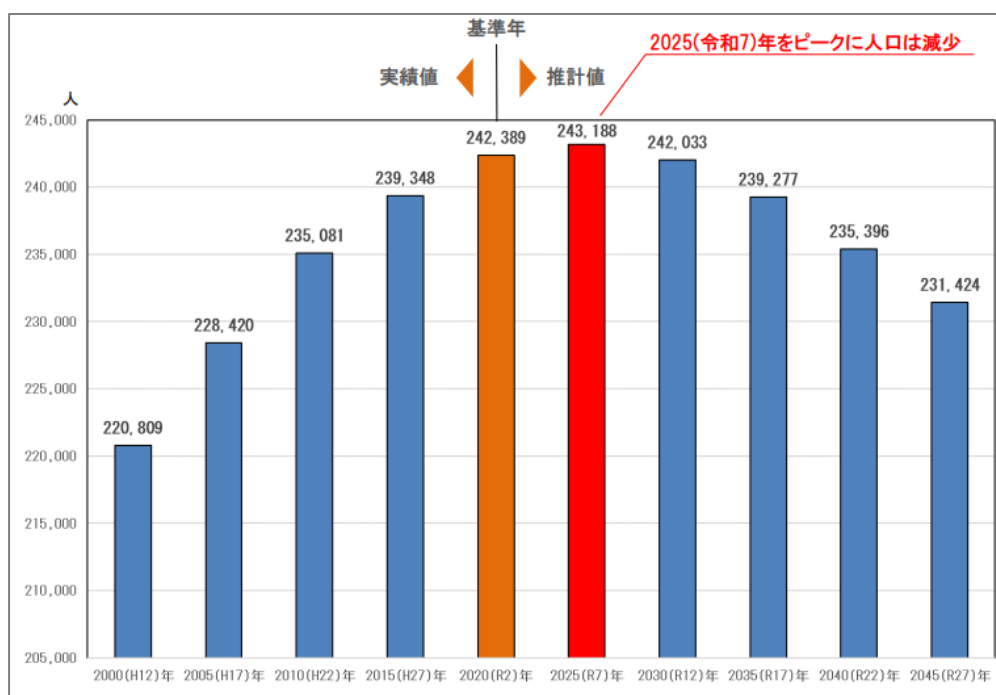
1

人口・世帯数

① 将来人口の推移

茅ヶ崎市の人口は2025年（令和7年）の約24.3万人をピークに減少に転じると推計されています。人口減少は地域活力の低下や、税収減、社会保障負担の増加など、福祉分野の取組み全般に大きく影響します。

将来人口の推移

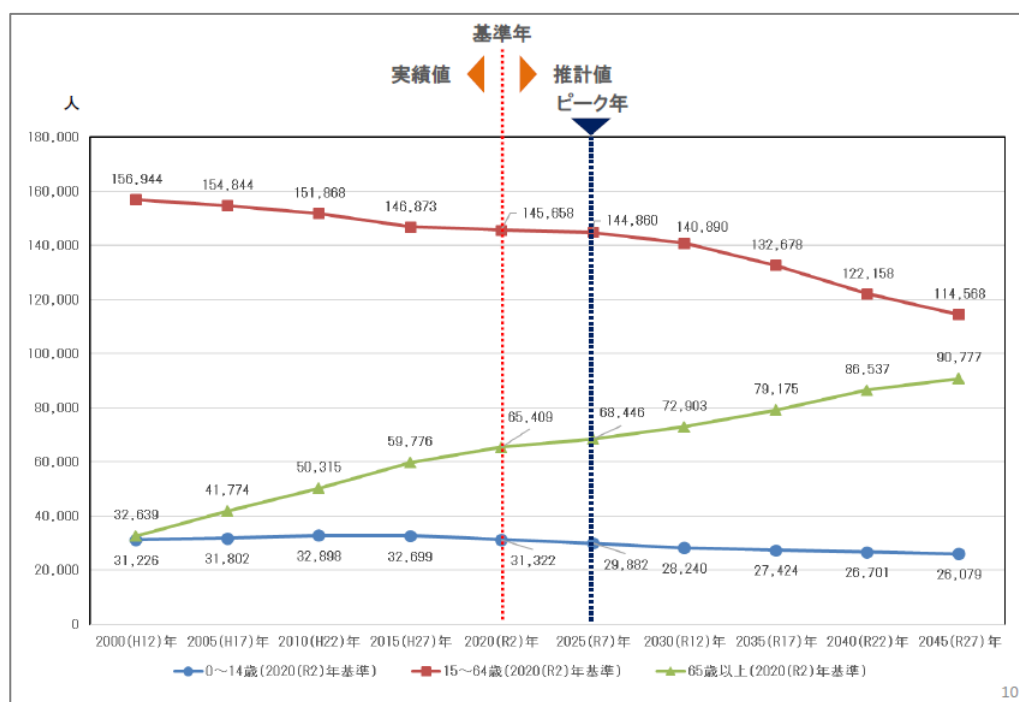


出典：茅ヶ崎市の将来人口推計（2022（令和4）年1月推計）

② 年齢3区分人口構成、人口構成比の推移

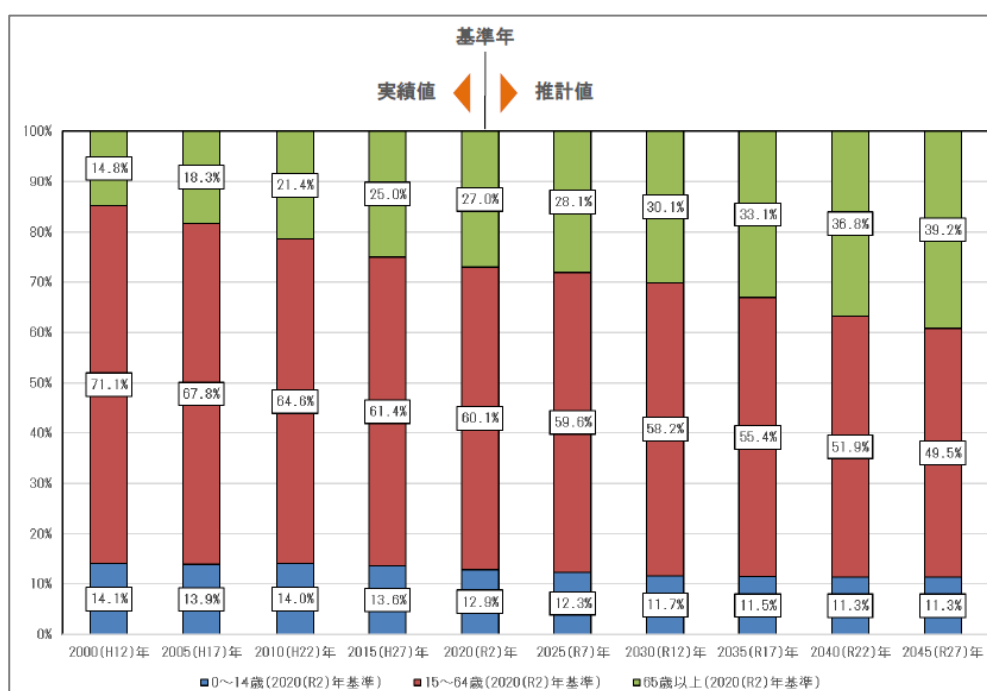
65歳以上の老年人口は、2020年から2045年にかけて約6.5万人から約9.1万人へ増加。2045年には市民の約2.5人に1人が高齢者になる見込みです。高齢者福祉、介護、医療サービスの強化が喫緊の課題となります。

年齢3区分人口構成



出典：茅ヶ崎市の将来人口推計（2022（令和4）年1月推計）

人口構成比（年齢3区分）

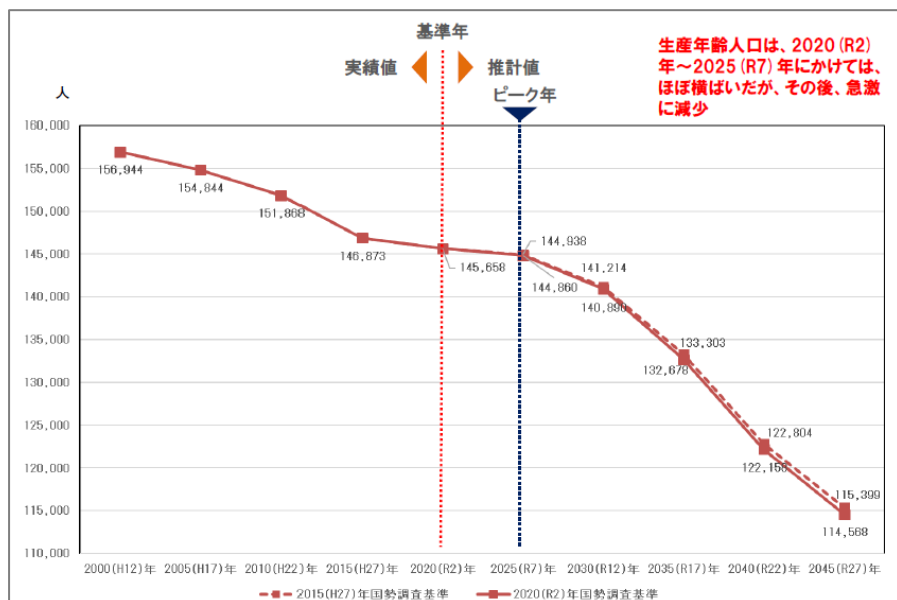


出典：茅ヶ崎市の将来人口推計（2022（令和4）年1月推計）

③ 生産年齢人口（15～64 歳）の見通し

15～64 歳の実年齢人口は、2020 年～2025 年にかけては横ばいですが、その後急激に減少します。地域を支える担い手の減少は、福祉サービスの担い手不足や地域経済の縮小につながる恐れがあります

生産年齢人口（15～64 歳）の見通し

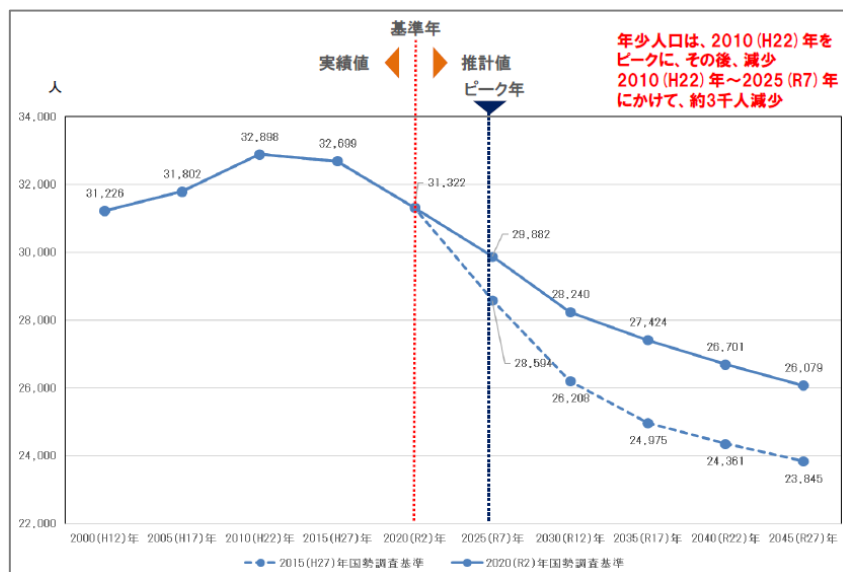


出典：茅ヶ崎市の将来人口推計（2022（令和4）年1月推計）

④ 年少人口（0～14 歳）の見通し

0～14 歳の年少人口は、2010 年をピークに減少し続けており、2025 年には約 3 万人になる見込みです。将来の人口再生産力の低下を意味し、子どもを産み育てやすい環境整備が重要です。

生産年齢人口（15～64 歳）の見通し

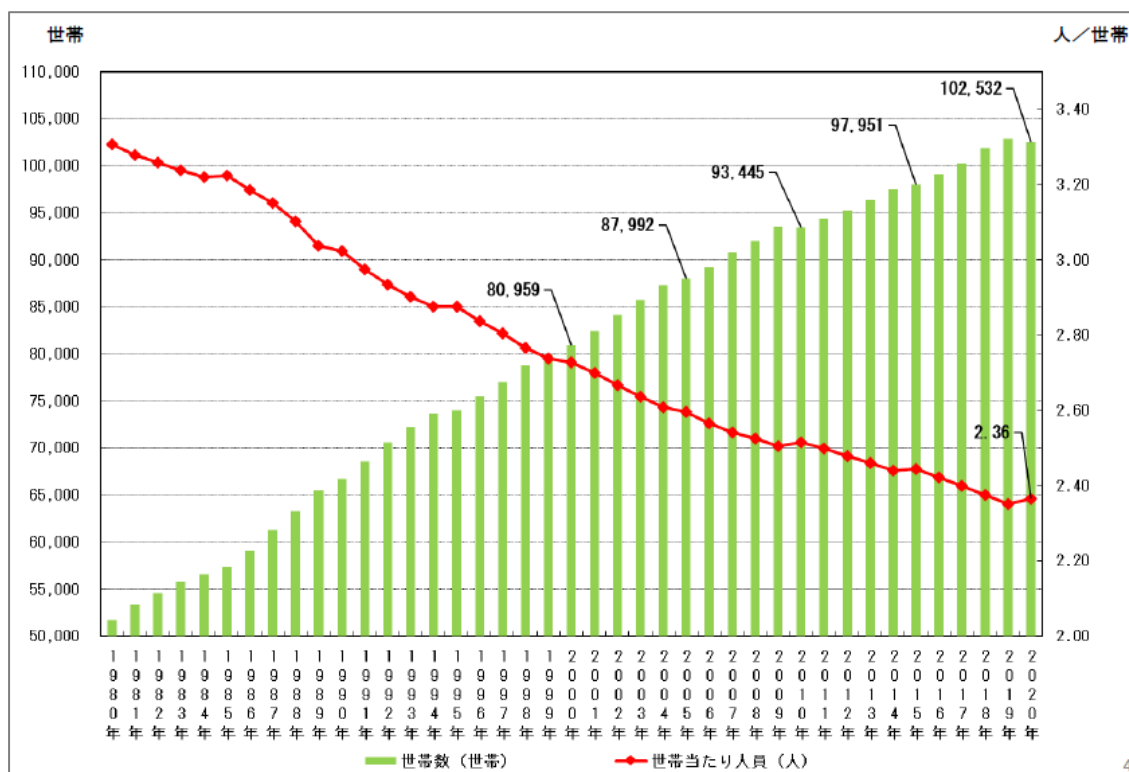


出典：茅ヶ崎市の将来人口推計（2022（令和4）年1月推計）

⑤ 世帯数と世帯あたりの人員の推移

一般に人口減少期においても世帯数は一時的に増加し、「一人世帯」や「高齢単身世帯」の割合が増加する傾向があります。地域における孤立リスク、見守り支援、住まい・移動支援など、福祉のあり方が問われる局面です。

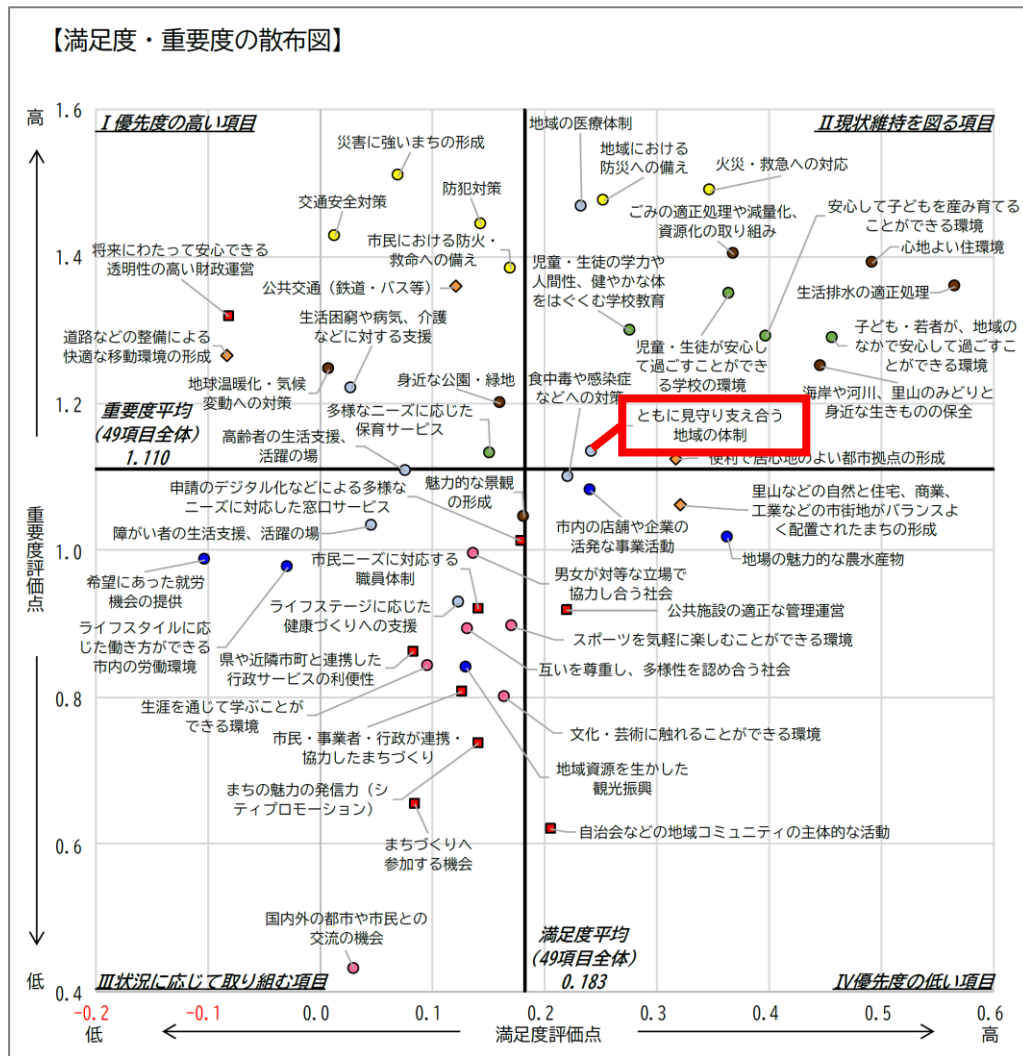
世帯数と世帯あたりの人員の推移



出典：茅ヶ崎市の将来人口推計（2022（令和4）年1月推計）

茅ヶ崎市市民意識調査（令和6（2024）年10月）

本調査は、市民の方々の市政に対する満足度や重点を置くべき政策分野、市政やまちづくりに対する意見などを把握し、「茅ヶ崎市総合計画」の進行管理の基礎資料とすることを目的に実施しています。住民基本台帳から無作為に抽出した16歳以上の市民3000人を対象として、本市のまちづくりの「実感」について、子育てや地域経済など全49項目に関する「満足度」と「重要度」を調査した結果、「地域福祉」に関する項目「ともに見守り支え合う地域の体制」については、「満足度」「重要度」とともに、全49項目の平均値を上回り、「現状維持を図る項目」に分類されています。



本計画の策定にあたり、市民の福祉に関する意識や活動実態等を伺い、地域福祉に関する基礎的な資料を得ることを目的として、アンケート調査を実施しました。調査概要とアンケート結果から見た課題を以下にまとめます。調査結果は市ホームページで御覧いただけます。

二次元
コード

アンケート調査の概要

項目	内容
調査対象	茅ヶ崎市在住の満 18 歳以上の市民 2,000 人
抽出方法	「住民基本台帳」からの無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和 6(2024)年 10 月 15 日（火）～11 月 22 日（金）
配布数	2,000
有効回収数 (有効回収率)	912 (45.6%)
調査項目	① 基本属性 ② 地域での交流について ③ 地域福祉活動について ④ 福祉に関する情報について ⑤ バリアフリー化について ⑥ 成年後見制度について ⑦ 再犯防止について ⑧ 地域福祉施策についての意見

① 地域のつながりの希薄化と居場所の不足

普段の「隣近所の付き合いの程度」は「あいさつをする程度の人がいる」が最多で 39.6%、「何か困った時に助け合える親しい人がある」は 19.7%でした。今後の「隣近所の付き合い方の希望」としては、「何か困った時に助け合うくらい親しくしたい」が 30.2%で、現在の付き合いの程度よりも「つながり」を持ちたいと考える人があることがうかがえます。「地域内で気軽に顔を出せる場所がない」との回答は 65.4%で、地域のつながりを形成する「居場所」が不足している状況が見られました。日常的な地域との接点の不足は、孤立化の要因ともなることから、つながりを継続できる居場所が求められます。

② 地域福祉にかかわる活動の担い手の不足

「地域のボランティア活動に参加している」人は全体の 9.0%、過去に参加したことがあるは 15.0%で、継続的に担い手として関わっている人は少数でした。「参加したいと思わない(47.0%)」方に理由を聞いたところ、「体力的に難しい (44.8%)」「時間がない (42.7%)」「きっかけ・機会がない(14.2%)」など様々な回答があり、参加のハードルが高いと感じる市民が多いことがうかがえます。一方、今後の活動に「参加意向あり」と回答した人は 48.2%で、潜在的に興味を持っている方がいることがわかります。参加する条件としては、「不定期でも参加できる (39.8%)」、「活動場所や活動時間を選択できる (32.1%)」、「身近な地域で活動できる (27.3%)」等が挙げられており、参加しやすい仕組みづくりが求められます。

③ 福祉情報の伝達力・理解度の不足

福祉情報の入手先として最も多かったのは「市の広報紙 (63.4%)」ですが、情報に対して「満足していない (5.2%)」「あまり満足していない (25.5%)」と答えた人が 30.7%となっています。不満の理由には「わかりにくい (54.4%)」「見つけにくい (49.2%)」が多く、必要な情報に市民がアクセスできていないことが課題です。茅ヶ崎市の福祉全般の取組についての情報提供、居場所づくりやサークル活動等の周知、ボランティア活動の情報提供等、福祉に係る情報提供の強化が必要です。情報提供にあたっては、SNS の活用等、情報の伝え方やメディアの多様化が重要です。

④ 地域支援体制の認知不足

「隣近所で、行政や地域の支援が必要だと感じる人がいる」と答えた人は 17.4%で、具体的には、「ひとり暮らしの高齢者や障がい者 (58.5%)」、「介護が必要な人 (30.2%)」、「引きこもりの人 (12.6%)」などが挙げられています。これは、地域住民が身近な「要支援者」の存在を認識していることを示しています。その一方で、地域福祉活動の組織・団体の「活動内容を知っている」と答えた人は、「地区社会福祉協議会」15.9%、「まちぢから協議会」8.8%、茅ヶ崎・寒川地区保護司会」4.2%で、いずれも低い認知度にとどまっています。また、困ったときなどの家族以外の相談相手として挙げられたのは、「近所の人 (16.1%)」、「民生委員・児童委員 (2.7%)」、「地区社会福祉協議会・地区ボランティアセンター (0.5%)」、「地域包括支援センター (5.4%)」となっており、地域の支援体制を担う主体が、市民に十分認知されていないという状況が見られます。

⑤ 相談体制の強化

「希望する相談方法」としては、「公的機関窓口での相談 (49.1%)」、「インターネット・メール相談 (33.9%)」、「地域の人材・組織への相談 (25.2%)」等が多く選択されています。適切な機関へつなげることもできるため、さまざまな相談体制の充実を図ることが重要です。また、地区社会福祉協議会や民生委員等の団体・組織等、関係団体と連携し、相談体制の強化を図ることが必要です。

本計画の策定にあたり、地域の方が感じている課題や、望むこと、地域福祉のためにできると考えていることなどを確認し、計画内容に反映することを目的として、各地区で意見交換会を開催しました。

意見交換会の概要

（１）実施日・参加者数

地区名	実施日	参加者数
湘北	令和 6 年 11 月 4 日（月）	20 人
鶴嶺東	令和 6 年 12 月 7 日（土）	41 人
小出	令和 6 年 12 月 14 日（土）	27 人
湘南	令和 7 年 1 月 18 日（土）	46 人
鶴嶺西	令和 7 年 1 月 28 日（火）	28 人
松林	令和 7 年 1 月 25 日（土）	21 人
茅ヶ崎南	令和 7 年 1 月 29 日（水）	18 人
小和田	令和 7 年 2 月 1 日（土）	33 人
浜須賀	令和 7 年 2 月 15 日（土）	40 人
松浪	令和 7 年 2 月 22 日（土）	53 人
海岸	令和 7 年 2 月 23 日（日）	20 人
南湖	令和 7 年 2 月 28 日（金）	30 人
茅ヶ崎	令和 7 年 3 月 8 日（土）	26 人
合計	13 回	403 人

（２）意見交換・集約の方法

「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン 2」の概要を説明したのち、次の 2 つのテーマについて、付せんを使って意見やアイデアなどを出し合いながら、グループ単位で意見交換を行いました。各グループワークで出された意見は、「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン 2」の基本目標ごとに整理し、集約しました。

- ① 「この地区で取り組まれている活動」を共有する
- ② 「これからの地域での支え合いに必要なこと」について意見を出し合う

グループワーク①

地域で取り組んでいることをシェアする



【ポイント】

- ・地域で取り組んでいることで知っている取り組みはありますか？
- 参加している取り組みはありますか？
- ・身近に感じる「地域の支えあい」「地域のつながり」はありますか？

グループワーク②

これからの地域の支え合いのあり方と そのために必要なことを考える



【ポイント】

- ・グループワーク①「地域で取り組んでいること」を意識して
 - ・将来に残していきたい取り組みはありますか？
 - ・取り組んでいく中で、大切にしたい視点はありますか。
 - ・さらに充実させたいことはありますか。
- そのためには、どんなことができるでしょうか。

(3) グループワークで出た主なキーワード

基本目標1 つながる

大切なのはきっかけ・場所

近く (歩いて行ける)	楽しめる	だれでも	気軽さ	選べる	柔軟さ
----------------	------	------	-----	-----	-----

自分とは異なる人を理解・受け入れること／ギャップを埋める・交流などが大事

新しい人、 外国の人を 受け入れる 体制・気持ち	仲間になっ ていない人 をどう 取り込むか	サロン・ 多世代交流 を増やしたい	子育て 不安の方に よりそう	子どもの時 から他年代 で関われる 場づくり	いつ行っ ても誰か がいる場 所を作 りたい
-----------------------------------	--------------------------------	-------------------------	----------------------	---------------------------------	------------------------------------

日頃の関係づくり、まず、あいさつ

あいさつ運動、 声かけで顔 をつないでいく	近隣相互の コミュニケ ーション	犬の散歩 (=日常) から 交流が生まれる	やってて 楽しい、 楽しそうと 思わせる活動	もっと 知ってほしい 魅力の アピール	役員、 世話役の 負担を減らす
-----------------------------	------------------------	-----------------------------	---------------------------------	------------------------------	-----------------------

魅力的な活動、負担の軽減も大事

気になる人に、どう声をかけていくか？

新しく来た人、 男性、若い人、 障がい、認知症 など来てほしい 人が来てくれない	きっかけ になる メリットを	他世代・ 他団体同士 の交流を図る	メール、 LINE、 WEB会議	アナログも	新しい コミュニケ ーションツ ールの説 明会
--	----------------------	-------------------------	------------------------	-------	-------------------------------------

つながる方法も変化している

地域行事・伝統行事を活かしたら

出(たがら) ない人を 引っ張り出す ⇒お祭り!	もちつき 子どもや 地域のつな がりのため	歴史を 伝えること の大切さ	継続が大事	歩くの大変 行けない	出かける 手段の 問題
-----------------------------------	--------------------------------	----------------------	-------	---------------	-------------------

アクセスなどが課題

>>>> ワークショップからみられる市民ニーズ

誰でも気軽に参加できる「居場所」の必要性
異なる立場や世代との交流・相互理解の促進
挨拶や日常的な声かけによる関係構築
新しい人・若者・障がい者等が参加しやすい仕組み
地域行事(祭り・もちつきなど)を通じた交流機会の充実
アクセス手段やデジタル技術への対応

基本目標2 活動する

自分を活かせる、ちょっとでも...を伝える

趣味、
できること、
昔の経験が
活かせるスポット
参加OK全部
じゃなくて
一部個人で
参加できるゆるさが
大事!

気軽に

今やっていることを みんなに見てもらう

いろいろな
情報を入れるSNS発信
(誰がやる?)広報
ターゲットを
しぼる活動のベース
自治会での
情報共有が
大事誰もが情報を
得られる
システムを
作って自由に、
自主的に

活動の意義、やりがいを伝える

何のために
活動するのか使命感 → 活動が
楽しい → 役に立つ
ことがうれしい →
だから長続きでき
る この想いをつ
ないていく

やりたくてもやれない...担い手不足

まずは見に来て
ほしい → まず
つながる一歩を
何からできるか継続のために
スリム化分担 皆で助
け合う ← や
れることをや
れる人がやる団体同士の
つながり

子ども(小中高生)の活躍の機会も

福祉まつりに中
学生が司会、吹
奏楽、似顔絵で
参加避難所運営を
子どもたちに
やってもらう土日休日の
活動地引網、もち
つき、家族参
加できるイベ
ント高齢者と子
どもがバー
チャルでつ
ながる“会”とか“場”に
代わるツール
で運営する防災リーダー
中学生くらい
からできるの
では?お菓子などの
配布 きっか
けづくり子育て世代の
参加を増やすおみこしはなぜ
若者が来るのか
→ 担ぎたい → 飲
み屋で誘われた福祉の出前サ
ービス 歌声
喫茶 自治会
に出張魅力的なイベ
ントを実施
(大人の)伝統が絡む
となくなら
ない?

>>>>> ワークショップからみられる市民ニーズ

活動の魅力や意義、やりがいの伝達不足の解消

SNSやWebでの情報発信の強化

担い手不足と負担感の軽減

子ども・若者・現役世代の巻き込み

多様な参加方法(スポット参加、趣味・特技を活かす等)

イベント・活動の柔軟性と自由度の確保

基本目標3 支え合う

共に支え合う 地域で取り組めることを話し合う（検討する）ことが大事

活動内容の
共有の場

閉じこもっている
人に出てきてほしい
どうしたらよい
か？ ⇒ 話し合
える場が大事

普段のつな
がりの変化
に気付ける

ボランティアの
利用者が逆に自
分を見守ってい
てくれる

高齢者の家の
付近が片付い
ているか気に
かけていく

"支え手・受け手"を超えて 共に支え合う

支えるから支え
られるにも →
これまでサロン
等運営側だった
が参加者に

普段の隣近所の
つながりが災害
時にも役に立つ

女子会
一緒にお昼を
食べてお話

ピンチに
助け合える
体制

現役世代との協働が必要

若者サロン

居酒屋
ワイワイ

スナック

eスポーツ

bar

団体の枠を超える

各組織、団体
の活動の共有
化 → お互い
の理解を活用

皆で同じ
LINE
にする

企業理解の
促進（地域
活動に対す
る）

地元企業と
の強力なコ
ラボレーシ
ョン

間口を広げるアイデア

＞＞＞＞＞ ワークショップからみられる市民ニーズ

高齢者や閉じこもりがちな人への見守り体制の強化
支援の「担い手・受け手」の区別を超えた共助関係
団体・組織間の横の連携と情報共有の強化
若者や企業との連携、地域活動への参加促進
地域資源の見える化と有効活用

前計画では、「一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくります」の基本理念のもと、「つながる」、「活動する」、「支え合う」の3つを基本目標ごとに、3～4項目の「取組みの方向性」を設定し、目標達成に向けた取組みを推進してきました。茅ヶ崎市地域福祉推進委員会では、計画の進捗状況を確認するため、基本目標ごとに設定した指標や取組み状況の確認を行い、主な課題や引継ぎ事項を整理しました。なお、指標については、計画策定時（令和2（2020）年度）がコロナ禍にあたり、計画の進捗が予見しづらかったことなどから、計画策定当初は設定せず、令和5（2023）年度に、「茅ヶ崎市実施計画 2025（計画期間：令和5（2023）年度から令和7（2025）年度）」と整合を図り設定しています。

基本目標1 つながる

地域に、様々な人と出会い、互いに尊重し合う関係が生まれる場をつくります。

指標 ミニデイ・サロンの新規設置数（市社協が活動資金を助成したサロン）

	令和元年度 （基準値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	-	-	-	3か所	3か所
実績	3か所	3か所	4か所	4か所	4か所

（参考）ミニデイ・サロン全体の推移

	令和元年度 （基準値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	122か所	136か所	136か所	138か所	140か所

ミニデイ・サロンは毎年度で新規設置があり、令和5（2023）年度では目標値を達成することができました。ミニデイ・サロンの推移でみると、微増となっています。

<これまでの取組み>

取組みの方向性：多様性の理解・啓発

福祉教育・出前講座の実施、車いす疑似体験、当事者との対話、多様性を啓発する企業の社員研修、Jobcra Chigasaki の発行等を通して、多様性の理解・啓発を推進することができました。また、学校と連携してイベントを開催するなど、福祉教育に取り組むことができました。

取組みの方向性：居場所づくり

誰でも参加しやすいカフェ形式のサロン、子ども等を対象とした地域食堂、夏休みの子どもの居場所など、多種多様な居場所づくりが進みました。

取組みの方向性：互いがつながる・受け止め合う関係づくり

地域支援ネットワーク会議等での活動事例の共有等を通じ、認知症や障がい等への理解が深まりました。疾病や障がい、困難など課題を抱える人たちがボランティア活動の担い手になるなど、「支える側」と「支えられる側」という関係を超えた機会が生まれました。

<主な課題と引継ぎ事項>

主な課題

- ・多様な個性・属性の方を受け入れる意識は浸透してきているが、具体的な配慮を実際の活動に生かしていくところまでは十分に浸透していない。
- ・高齢化等による担い手不足のため、活動をやめてしまう事例がある。
- ・地域ネットワークの構築が進んだが、地域住民同士による主体的なつながりづくりに至る事例は少ない。
- ・困りごとはあるものの、自ら支援を求めることが難しい人のニーズを捉えることが難しい。

引継ぎ事項

- ・多様性の理解促進を継続するとともに、学んだことを活かす機会をつくること。
- ・一過性で終わることなく、継続的なつながりを構築すること。
- ・様々な人たちがつながる間口を拡げること。

基本目標 2 活動する

それぞれの持ち味やできることを活かす機会をつくり、誰もが活躍できる地域づくりを進めます。

指標① ボランティア新規登録者数

(市社会福祉協議会、茅ヶ崎ボランティア連絡会の加盟団体、地区ボランティアセンター)

	令和元年度 (基準値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	-	-	-	109人	125人
実績	126人	86人	178人	143人	186人

指標② ボランティア活動件数(市社会福祉協議会、地区ボランティアセンター)

	令和元年度 (基準値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	-	-	-	4,924件	5,334件
実績	5,835件	4,206件	4,700件	4,492件	4,268件

(参考) ボランティア登録者数 (全体)

(市社会福祉協議会、茅ヶ崎ボランティア連絡会の加盟団体、地区ボランティアセンター)

	令和元年度 (基準値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	1,512 人	1,253 人	1,242 人	1,189 人	1,169 人

ボランティア新規登録者数は目標値を上回っているものの、全体の登録者数は減少しています。ボランティアの活動件数の実績は各年度おおむね 4,000 件から 5,000 件程度で推移しており、令和 5 (2023) 年度の実績値は目標値に届かず、担い手の確保が必要です。

<これまでの取組み>

取組みの方向性：地域の活動にかかる情報発信

地域の活動内容等を様々な人たちに届けるため、SNS などのデジタル媒体を活用して情報発信を行いました。市職員と市社協の職員が、YouTube や Instagram で地域福祉の魅力や情報を発信する「ボラダス。」や、市社協公式 LINE でのアンケートの実施など、媒体ごとの特性を生かした情報発信により市民の関心を高め、参加者の希望や特技に合った活動につなげる一助となりました。地区内の福祉情報をまとめたマップづくり等、住民主体の情報発信も見られました。地域のニーズを受け、市ではデジタルデザインツールの研修会を開催し、地域の発信力の強化を推進しました。

取組みの方向性：できることを活かせる機会づくり

それぞれの人が持つ知識や経験を生かした活動が広がるよう、地区ボランティアセンター等において、ニーズの掘り起こしと調整を行い、若者によるスマホ教室や英語を母語とする人による英語教室など、地域のために特技を役立てる場を創出することができました。地域と調整を図り、自治会や学校、農業従事者や企業・商店など、福祉分野以外の団体や機関が参画する機会を創出するほか、障がいや認知症のある人の地域活動への参加の推進等、誰もが活躍できる地域づくりを進めることができました。

取組みの方向性：担い手の育成・支援

ボランティアの担い手確保の取組みとして、「ボランティア大学」(市社協・茅ヶ崎ボランティア連絡会共催)を開講し、受講者を実際の活動につなげることができました。市社協では、すでに活動している人を対象とした「担い手育成研修」、各地区の取組みの情報共有を図る「地区ボランティアセンター連絡会」の開催等により、活動者の資質の向上や、活動しやすい環境の整備など、継続的な支援を行いました。商工会議所を通じた働きかけ等、多様な主体の連携を進めたことにより、従来の福祉関係団体の枠にとどまらない、商店・企業等の地域活動への参画が推進されました。各地区のボランティアセンター等で検討・実施されている「楽しく活動が続けられる工夫」を積極的に情報発信し、他地区への波及を図りました。

<主な課題と引継ぎ事項>

主な課題
・活動の後押しとなるような情報発信ができていない。 ・情報発信に周囲の力を生かし切れていない。 ・既存の活動が形骸化している。 ・活動が一過性のもので終わってしまい、継続的な活動につながりにくい。 ・ボランティア等の地域福祉の担い手不足が深刻化している。 ・活動者の世代交代がうまくいかないことがある。
引継ぎ事項
・様々な人たちに情報を届けるために、多様な方法で情報発信をすること。 ・これまで参加していない人も含めて、参加してみたいと思えるような活動機会を増やすこと。 ・地域の活動の新たな創出や既存の活動を継続していくために必要な担い手を確保すること。

基本目標3 支え合う

誰もが安心して暮らせる地域になるよう、
みんなで課題に取り組み、支え合う仕組みをつくります。

指標① 福祉総合相談者数（実人数）※令和4年度からの新規事業

	令和元年度 (基準値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	-	-	-	550人	575人
実績	-	-	443人	582人	600人

指標② 地区支援ネットワーク会議での共有事例件数（新規実件数）

	令和元年度 (基準値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	-	-	-	195件	195件
実績	116件	162件	212件	135件	106件

指標③ 成年後見支援センターへの相談対象者数（実人数）

※令和4年度までは委託事業、5年度からは市直営として市役所内で運営を開始

	令和元年度 (基準値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	-	-	-	130人	140人
実績	112人	104人	103人	321人	345人

指標④ 市民後見人の新規受任件数

	令和元年度 (基準値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	-	-	-	4件	4件
実績	-	0件	2件	2件	3件

福祉総合相談者数は増加しており、令和5(2023)年度は目標値を達成しています。

成年後見支援センターの相談対象者数は令和5(2023)年度から実績値を伸ばしました。成年後見制度や成年後見支援センターの認知度を上げ、判断能力が十分でない方の権利を守るため、引き続き、適切な支援や情報提供を行うことが重要です。

<これまでの取り組み>

取り組みの方向性：地域の課題に地域で取り組むことができる体制づくり

平成22年度以降、地域住民と専門職が地域の課題を共に考え、協力し合って解決を目指す、地域のネットワークづくりを推進し、令和3(2021)年度には、市内全13地区において、福祉課題を抱えた住民を地域全体で支える体制が整いました。各地区で開催する地区支援ネットワーク会議では、地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンター、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、市社協、市など、多様な主体が参画し、地域課題の共有と解決に向けた取り組みを進めています。

取り組みの方向性：連携強化

関係機関が協力することで十分な支援が提供できるよう、相談対応の勉強会や、子育て支援センター等の機関同士の情報交換会などを継続的に開催しました。地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域包括支援センター、相談支援事業所、まちづから協議会、学校、商店・企業等の関係機関が、よりよい連携体制のもと、地区の課題解決に向けた取り組みを進められるよう、CSWを中心としたネットワークづくりを行い、夏休みの子どもの居場所づくりなど、多様な主体の参画による取り組みが実施されました。

取り組みの方向性：相談支援体制の充実

相談支援体制の強化として、令和4(2022)年度に市役所に福祉総合相談担当を創立しました。既存の制度では対応が困難な問題や、複合化した課題を抱えた人や世帯からの相談を幅広く受け止め、本人の自己決定を尊重しながら抱える課題を解きほぐし、関係機関との調整も含めた一体的な支援を行っています。

取り組みの方向性：権利擁護の促進

判断能力が十分でない方の権利擁護のため、成年後見制度に関する啓発や市民後見人の養成等、制度利用の促進に向けた取り組みを行いました。令和5(2023)年度には、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築を推進するため、成年後見制度利用促進法に基づいた中核機関として、茅ヶ崎市成年後見支援センターを市役所分庁舎1階に開設しました。

<主な課題と引継ぎ事項>

主な課題
・地域のネットワークの構築が進み、多様な主体の参画が増えることで、相互の役割が不明瞭になったり、共通の目的意識を持ってないことがある。 ・地域福祉と商店・事業者等との連携のイメージがつかみにくく、継続的な関わりを持つことが難しい。 ・既存の制度やサービスでは解決できない課題について、本人や世帯を見守り、寄り添う支援の必要性を関係機関等の支援者と共有する必要がある。 ・判断能力が不十分な人の生活課題の把握や意思の確認が難しく、迅速な支援につながりにくい。
引継ぎ事項
・福祉分野以外の団体や機関を含めた体制づくりと連携強化に取り組むこと。 ・既存の制度や事業を中心とした支援だけではなく、その人、その世帯を中心とした支援に取り組むこと。 ・支援につながりにくい人たち（福祉的な課題を抱えていることがわかりにくい人たち）の支援に取り組むこと。

第2部 これからみんなで取り組むこと

1

計画の基本的な考え方

1

基本理念・基本目標

前計画では、基本理念として「一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくります」を掲げ、「つながる」「活動する」「支え合う」を基本目標として、地域共生社会の実現に向け、地域におけるつながりや支え合いを大切にしながら、「個人の尊重」と「その人らしい暮らしの実現」に向けた取組みを推進してきました。少子高齢化の進行、個人の価値観の多様ななど、社会情勢が変化するなかにおいても、これらの考え方は重要であり、本計画においても前計画の基本理念・基本目標を継承し、誰もが人や資源と出会い、つながり続け、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

2

計画の体系

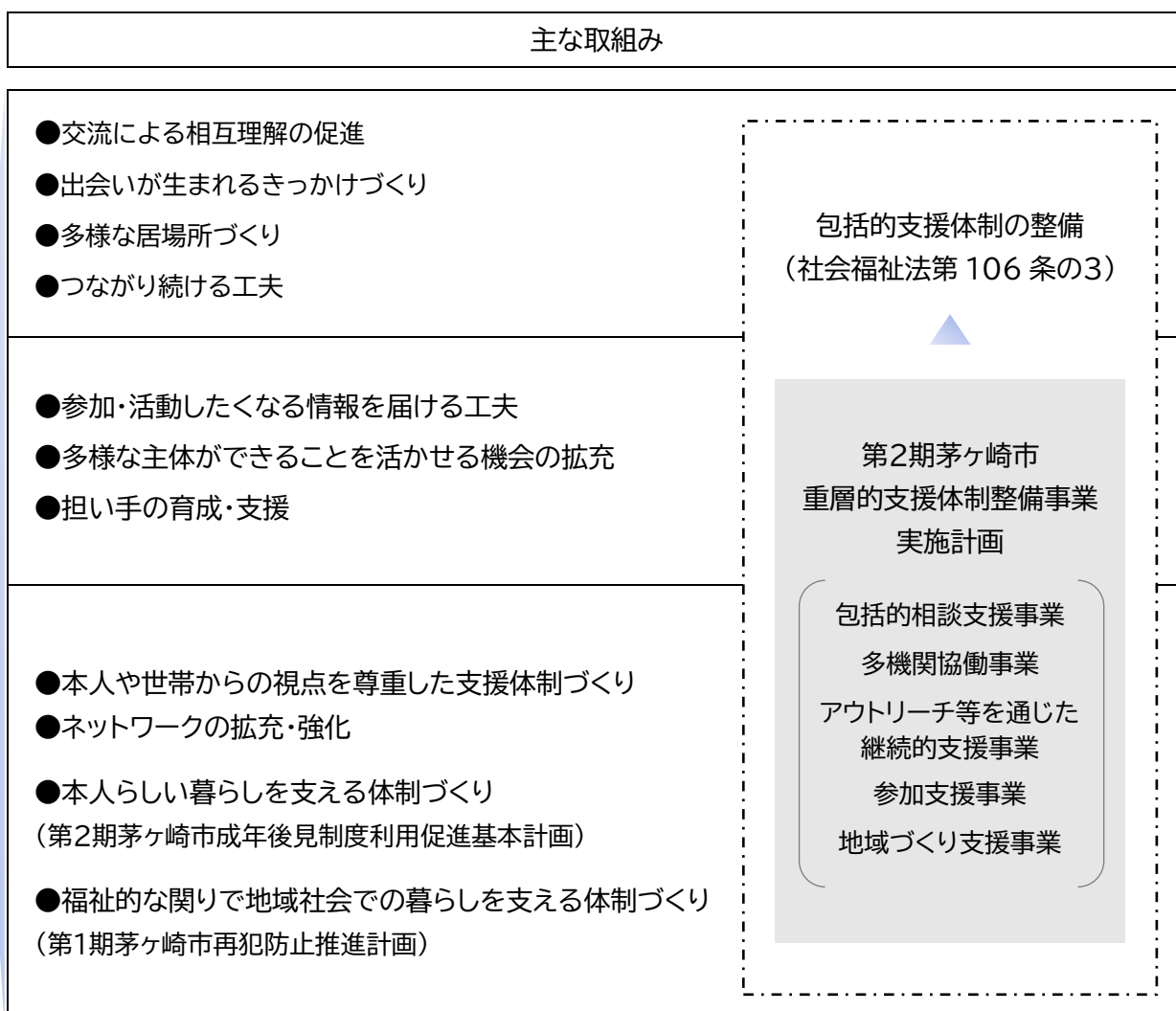
基本理念	基本目標	取組みの方向性
一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくります	1 つながる 地域に、様々な人と出会い、互いに尊重し合う関係が生まれる場をつくります。	●多様性の理解促進 ●出会い・つながりづくり ●つながりの継続
	2 活動する それぞれの持ち味やできることを活かす機会をつくり、誰もが活躍できる地域づくりを進めます。	●地域活動の活性化につながる情報発信 ●地域とつながる人を増やす ●多様な参加の機会づくり
	3 支え合う 誰もが安心して暮らせる地域になるよう、みんなで課題に取り組み、支え合う仕組みをつくります。	●本人・世帯を中心とした相談支援体制の充実 ●地域の課題に地域で取り組むことができる体制の拡充・強化 ●地域で暮らし続けることを可能とする仕組みづくり

包括的支援体制の整備

人々が抱える課題の複雑化・多様化により、これまでの単一の制度や相談機関だけでは対応できない複合的な問題が増加しています。こうしたなか、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現には、制度や事業の垣根を越え、様々な主体の連携により、困りごとのある人や世帯を地域全体で支える「包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）」が不可欠です。

本市では、包括的支援体制整備に向けた手法の一つとして、令和4(2022)年度に、社会福祉法第106条の5の規定に基づく重層的支援体制整備事業実施計画（※）を策定し、分野や世代を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」等の取組みを一体的に実施しています。既存事業の取組みを活かしながら、専門職の伴走による支援や、人と人のつながりを基盤とした地域の支え合いのネットワークづくりを進めることで、本プランの基本目標「つながる」「活動する」「支え合う」に向けた各取組みの推進を支えています。

※重層的支援体制整備事業実施計画の詳細は、40ページを御参照ください。



基本目標 1

つながる

地域に、様々な人と出会い、
互いに尊重し合う関係が生まれる場をつくります。

■基本目標の達成度を確認する指標

指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値
「近所で気軽に顔を出せる場所がある」市民の割合	33.1%	増加

■現状と課題

多様性に関する理解と啓発は一定の効果を上げ、地域でも多様な個性や属性を持つ人々を受け入れる意識が広がっています。今後、こうした意識をさらに深め、実際のつながりへと発展させていくために、交流や対話を促進し、様々な価値観に触れる機会を創出していく必要があります。また、地域における居場所も多様化し、住民同士のつながりが広がる中で、困難を抱える人が活動の担い手になるなど新しい関係性も生まれています。これらのつながりを一過性のものとせず、持続可能なものとするために、継続的な支援や工夫が求められます。

■目指すべき姿

- ・年齢・性別・障がい・人種などの違いにかかわらず、誰もが安心して関われる居場所やコミュニティがあるまち
- ・人とのつながりが自然に生まれ、深まり、持続していく環境が整えられているまち
- ・支える側・支えられる側を超えて、互いにできる形で支え合う関係が地域の日常に根付いているまち



■ 取組みの方向性

多様性の理解促進

多様性への理解を深めるため、多様な人々との対話・交流により様々な価値観にふれる機会を促進し、実際のつながりへとつなげていきます。

出会い・つながりづくり

多様なニーズに応じた地域の居場所づくりを進めるため、対象や内容などが様々な集いの場の立ち上げを支援します。また、既存の集いの場についても、その継続を通じて、地域の中に新たな出会いやつながりが生まれるよう取り組みます。

つながりの継続

地域で生まれたつながりを持続的な関係として育むため、一人ひとりのニーズや状況に応じた参加のあり方を検討するとともに、役割や活躍の機会を創出し、持続的な関係性の構築を目指します。

■ 主な取組み

① 福祉教育や交流による相互理解の促進

- ・福祉教育プログラムの充実
- ・地域ボランティア・団体向け研修
- ・学びと交流の場づくり

② 出会いが生まれるきっかけづくり

- ・「地域のコーディネーター（つなぎ手）」の育成
- ・SNS や掲示板など、情報発信の工夫

③ 多様な居場所づくり

- ・地域の居場所づくりの支援

④ つながり続ける工夫

- ・活動団体や担い手の育成・伴走支援
- ・ゆるやかな関係づくりの促進
- ・活動の可視化と評価

写真

写真

■各主体に期待される役割や取組み

住民	・ 日頃から声かけ・挨拶をして地域のつながりの輪を広げる ・ 地域に住む様々な人や、多様な生活スタイルに関心を持ち、理解を深める ・ 地域の人々と互いに尊重し合う関係を築く
団体・グループ	・ 活動を通じてまちを見守る ・ 地域の様々な人が交流する場を作り、参加を呼びかける ・ 地域の活動を通じて、多様性に対する理解を深める ・ 障がいや年代に配慮して開催方法を工夫する
商店・企業等	・ 交流のスペースや機会を提供し、地域のつながりづくり・居場所づくりに協力する ・ 従業員の多様性の理解を促進する ・ 個々の特性や事情に配慮したサービスを提供する
事業者・関係機関等	・ 地域の一員として、積極的に地域に出る ・ 市・市社協・地域の活動に協力し、福祉や多様性の理解について啓発・助言をする ・ 専門性を活かし、多様性に配慮した居場所・つながりづくりに取り組み、助言を行う
市社協	・ 関係団体と連携・協力しながら、多様な切り口での福祉理解・相互理解の場づくりを進める ・ 身近な居場所づくり（ミニデイ・サロン等）を支援する ・ 身近な居場所の活用が進むよう、住民や専門職に情報提供する ・ 新たなつながりづくりの取組みについて研究・提案をする
市	・ 広報や講座・イベント等を通じて、地域福祉や多様性についての理解を促進する ・ 身近な居場所を増やすため、地域の施設や企業等と連携する

基本目標 2

活動する

それぞれの持ち味や
できることを活かす機会をつくり、
誰もが活躍できる地域づくりを進めます。

■ 基本目標の達成度を確認する指標

指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値
「ボランティア活動に参加している」市民の割合	9.0%	増加

■ 現状と課題

LINE や Instagram、YouTube などの SNS を活用した情報発信を通じて、地域福祉活動の魅力を伝え、新たな協力者とのつながりや活動の活性化を図る取組みが進められてきました。また、個人の特技や経験を生かした教室や支援活動、自治会・企業等との連携により活動の幅も広がり、当事者参加も進んでいます。一方で、地域や時代に合った情報発信が十分に行き届かず、年齢や性別等を問わず潜在的な地域の協力者の力を活かしきれていない現状があります。こうした背景からボランティア等の担い手不足が深刻化し、世代交代や活動の継続に課題を抱える場面も少なくありません。このままでは、活動の縮小や制限により地域の福祉活動の停滞を招く可能性が懸念されます。

■ 目指すべき姿

- ・ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられ、困っている人に必要な支援が届くまち
- ・ 一人ひとりの得意なことや強みを活かしながら、みんなが地域活動に関われるまち
- ・ 幅広い世代がつながり、生き生きと活躍できる場所が広がるまち



■取組みの方向性

地域活動の活性化につながる情報発信

活動内容やその魅力、楽しさなどを紙媒体や SNS 等のデジタル媒体で発信し、幅広い層へ情報を届けます。また、視覚的・感情的に伝わる広報物の制作や SNS 発信のスキルを学ぶ機会を設け、地域団体の広報力向上を支援します。さらに、企業・行政・ボランティアグループ等と連携し、年齢、性別、障がいの有無、外国籍住民などの属性に関わらず、誰もが取得しやすい情報発信を推進します。

地域とつながる人を増やす多様な参加の機会づくり

『できるひとが、できるときに、できることを』を合言葉に、シニア世代、学生、子育て世代、障がい者、外国籍住民など、それぞれの関心や生活スタイルに応じて参加しやすい仕組みを検討します。地域活動に関する相談窓口の周知を強化し、地域ニーズを把握しながら企業等と協働で講座を開催し、参加の機会を広げます。さらに、活動者同士が情報交換・協力できる交流会や、運営ノウハウ・安全管理・後継者育成などをテーマにした研修を定期的で開催し、多様な担い手の育成と活動の継続を支えます。

■主な取組み

① 参加・活動したくなる情報を届ける工夫

- ・地域活動の魅力を伝える仕組みづくり
- ・地域の "つたえる担い手" の育成
- ・行政・地域団体・企業との広報連携
- ・活動紹介イベント・報告会の実施

② 多様な主体ができることを活かせる機会の拡充

- ・一人ひとりの力を活かす地域活動の推進
- ・世代・立場に応じた多様な参加の場づくり
- ・「活動の入口」相談・マッチング窓口の広報

③ 担い手の育成・支援

- ・活動者の交流・学びの場づくり

写真

写真

■各主体に期待される役割や取組み

住民	・地域の活動について関心を持つ・情報収集する ・特技や強みを活かせる活動に参加する
団体・グループ	・自分たちの活動を幅広く PR する ・ボランティア活動の良さを積極的に発信する ・強みや生活スタイルに合わせた参加形態を検討する
商店・企業等	・地域の一員であることを意識し、地域の活動について情報収集する ・地域活動に対し、強みを活かして協力・支援する ・市・市社協・地域の活動に積極的に協働する
事業者・関係機関等	・市・市社協・地域の活動との協働や情報発信を行う ・専門性を活かして地域の活動に助言や支援をする ・ボランティア活動の機会の提供や受け皿となる
市社協	・年代や特性などに合わせて興味を引く情報発信・周知を行う ・活動プログラムや情報提供の仕組みを検討・整備する ・地区活動の継承のためにリーダー的人材の育成を継続的に支援する ・身近な福祉活動拠点として、地区ボランティアセンターが活用されるように支援する
市	・幅広い対象に向けてボランティア活動に関する情報発信を行う ・ボランティア活動を開始・継承しやすい仕組みづくりを進める

基本目標 3

支え合う

誰もが安心して暮らせる地域になるよう、
みんなで課題に取り組み、
支え合う仕組みをつくります。

■ 基本目標の達成度を確認する指標

指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値
「とともに見守り支え合う地域の体制」について、 「満足またはまあ満足」と答えた市民の割合★	35.1%	増加

★全政策分野の平均は 31.7%

■ 現状と課題

既存の制度やサービスでは解決できない課題や、迅速な解決が難しい課題について、地域や関係機関等支援者で支援の必要性や方向性を共有し、連携しながら支援することが必要です。しかし、地域のネットワークの構築が進み、多様な主体の参画が増える一方で、相互理解や目的意識の共有が十分に図られずに、支援のネットワークがうまく機能しない場面も見受けられます。

また、商店や企業等では、地域福祉推進に向けた活動との連携のイメージがつかみにくく、継続的な関わりに発展しづらいことも課題となっています。

判断能力が不十分な人の生活課題の把握や意思の確認は難しいことが多く、迅速な支援につながりにくい状況があります。また、刑事施設等から地域社会に戻る人の中にも、貧困、孤立、病気等様々な課題を抱えていて、生活の拠点となる居場所やつながりが少ないことから、再び犯罪をする人がいます。

■ 目指すべき姿

- ・誰もが孤立することなく、いつまでも安心して本人らしく地域で暮らせるまち
- ・地域での見守り体制が強化され、制度のはざ間の課題や複合課題に連携して取り組めるまち
- ・身近な支え合いやネットワークの中から、住民や関係機関が連携して、必要な時に適切な支援につながるができるまち
- ・様々な困りごとや背景を抱えた人が、孤立することなく身近なところで早期に相談ができるまち



■ 取組みの方向性

本人・世帯を中心とした相談支援体制の充実

誰もが身近なところで相談でき、適切な支援につながるよう、相談窓口の周知と相談支援体制の充実を図ります。本人・世帯が大事にしている視点を尊重して 受け止められるよう、各相談窓口で対応力の向上を図ります。

地域の課題に地域で取り組むことができる体制の拡充・強化

地域で把握した課題について、様々な主体と柔軟に連携しながら共に考え、地域住民の力で課題解決に取り組める体制の整備に向けて、地区支援ネットワーク会議など既存の会議体の拡充を図ります。

地域で暮らし続けることを可能とする仕組みづくり

誰もが本人として尊重され、権利が守られ安心して暮らせるよう取り組みます。福祉的な課題を抱えながらも周囲にはわかりにくい方や、本人にはその困り感がない方がいます。本人の意思決定を尊重しつつ、適切な支援につながるよう支援のネットワークの構築や、関わりをあきらめないチーム支援を検討します。

■ 主な取組み

① 本人や世帯からの視点を尊重した支援体制づくり

- ・ 本人や家族の気持ちに寄り添う相談体制の強化

② ネットワークの拡充・強化

- ・ 地区支援ネットワーク会議等の拡充
- ・ すぐには解決につながらない地域の課題をみんなで考え、支え合う体制づくり

③ 本人らしい暮らしを支える体制づくり

(第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画)

- ・ 成年後見制度等権利擁護の理解促進と適正な運用
- ・ 地域連携ネットワークの機能強化
- ・ 意思決定支援の強化
- ・ 担い手の確保及び育成・支援

④ 福祉的な関わりで地域社会での暮らしを支える体制づくり

(第1期茅ヶ崎市再犯防止推進計画)

- ・ 関係機関・団体の支援、連携の推進
- ・ 犯罪をした者等の自立支援
- ・ 地域における理解の促進や関心を醸成するための周知啓発活動

■各主体に期待される役割や取組み

住民	・身近な相談窓口や支援について関心を持ち情報を収集する。 ・判断能力が不十分な人を支える制度や支援を知る。 ・緩やかな見守り合いを心がけ、気づきを相談窓口につなげる。 ・地域の支え合い活動に参加する。 ・いい意味でおせっかいになる。
団体・グループ	・住民の気づきを受け止める。 ・活動で把握した地区の課題を発信共有する。 ・地区内の団体や相談窓口と連携する。 ・判断能力が不十分な人が早期に支援につながるよう支援する。
商店・企業等	・事業を通じて地域の見守りや支え合いに協力する。 ・地域の相談窓口や判断能力が不十分な人を支える制度を知る。 ・強みを活かして地域の課題の解決に向けて協力する。 ・事業や地域参加で把握した課題を、新たな取組みにつなげる。
事業者・関係機関等	・地域の困りごとを受け止め、専門的な助言や支援をする。 ・専門性を活かして、地域の見守り合いや支え合いに協力する。 ・地区内の課題を共有し、解決に向けて助言や提案をする。 ・生活課題を抱える人の早期発見・早期支援に協力する。
市社協	・多様化・複雑化する福祉課題に対し、関係機関との連携を図りながら相談窓口機能を充実する。 ・成年後見制度の利用促進及び権利擁護の推進を図る。 ・民生委員・児童委員や地区ボランティアセンターなど地区の相談の担い手に対し、スキルアップのための支援を行う。
市	・多様化・複雑化する福祉課題に対応する相談・支援の体制を整備する。 ・判断能力が不十分な人を支える制度や支援を周知・啓発する。 ・専門職のスキルアップを支援する。

1

計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、地域住民、事業者、福祉関係団体、市など、多様な主体が連携・協働する体制を整え、地域共生社会の実現を目指します。市の附属機関である「茅ヶ崎市地域福祉推進委員会」と市社協が設置する「茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会」については、必要に応じて両委員会を合同で開催するなど、相互に連携を図りながら、計画の進捗状況を把握・検証するとともに、必要な見直し等を行っていきます。

2

進捗管理と評価方法

本計画の着実な推進のため、毎年度の施策の取組み状況を確認し、必要に応じて施策の見直しや改善を行います。確認にあたっては、「茅ヶ崎市地域福祉推進委員会」及び「茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会」において、取組みの方向性に沿った事業が展開されていたか、どのような成果や課題があったかを審議し、その後の施策展開に反映させていきます。また、本計画で掲げる3つの基本目標の達成度については、次期計画の策定時に「地域福祉推進のためのアンケート調査」や「市民意識調査」の調査結果を活用し評価します。

4

地域福祉プランを補完する3つの計画

1

第2期茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画

「みんながつながる ちがさきの市域福祉プラン3」で目指す、「地域共生社会」の実現には、多様な主体が連携し、きめ細やかな支え合いを地域で育む「包括的支援体制」の整備が不可欠です。本市では、社会福祉法第106条4の規定に基づく重層的支援体制整備事業として、介護、障がい、子ども、生活困窮等の既存の取組みを活かしつつ、「属性を問わない相談支援」「多様な社会参加に向けた支援」「地域づくりに向けた支援」等を一体的に実施することで、多様なつながりを地域に生み出し、複雑化・複合化した支援ニーズを、地域全体で受け止め支え合う体制を構築し、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会を目指します。

本項は、社会福祉法第106条の5に規定されている「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけます。

■主な取組み

包括的相談支援（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等にかかわらず地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

多機関協働による支援（社会福祉法第106条の4第2項第5号）

既存の個別支援ネットワークでは対応が難しい複雑化・複合化した課題を抱え、さまざまな課題の解きほぐしが求められている事例等について、重層的支援会議を開催し、各関係機関の役割分担、支援の方向性の整理、事例全体の調整機能を担います。

アウトリーチ等を通じた継続的支援（社会福祉法第106条の4第2項第4号）

ひきこもり等のはざ間の課題や複合的な課題を抱えていて、自ら支援を求めることができない人や、支援につながることに拒否的な人などに必要な支援を届けるため、支援関係機関や地域住民のネットワークが本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や本人とのつながりづくりに向けた支援を重視し、支援のネットワークのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集します。

参加支援（社会福祉法第106条の4第2項第2号）

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。本人のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人の支援メニューのマッチングを行います。

高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組みを活かし、交流の場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築等により地域における多様な取組みのコーディネート等を行います。地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を目指します。

教えて！ えぼし麻呂



重層的支援体制整備事業実施計画 ってなあに？

重層的支援体制整備事業っていうのは、地域福祉プランで目指す誰もが役割をもって、地域の**支え合い**のなかで安心して暮らせる**地域共生社会**を実現するための取組みなんだ。



どんな取組みを進めていくのかしら？

地域共生社会の実現には、困ったときに誰一人取り残されることなく相談ができること、誰もが地域のなかで持てる力を発揮できること、いろんな人や事業者や組織と一緒に協力し合って、みんなで支え合う仕組みがあることが大事なんだ。

重層的支援体制整備事業計画では、困りごとを聞く「**相談支援**」、地域の活動に参加できるようにする「**参加支援**」、みんなで協力して支え合いのまちをつくる「**地域づくり支援**」などの取組みを一体的に進めて、地域で暮らす人を地域で丸ごと支える「包括的な支援体制」づくりを進めるよ。



どのへんが「重層的」なの？

「重層的」っていうのは、いくつもの層が重なり合うという意味。多様な支援を重ねたり、市役所の一つの部署だけでなく、様々な人や機関が協力したりすることで、より複雑な困りごとや、制度のはざまの問題に対応することを目指しているよ。どんな困りごととも丸ごとカバーできるように、複数の種類の支援や、多様な関係者が、何枚ものネットみたいに重なり合っている様子…それが重層的な支援体制のイメージだよ。



○重層的支援体制整備事業の実施体制

No.	事業名	事業内容	実施機関	運営形態	包括的相談支援	多機関協働	アウトリーチ	参加支援	地域づくり支援
1	地域福祉活動支援事業 【地域福祉課】	相談支援、日常生活支援事業、地区活動、ボランティア活動支援、地区活動支援、サロン活動、居場所づくり、地区ボランティアセンターの運営支援、総合相談事業	茅ヶ崎市 社会福祉 協議会	委託	○	○	○	○	○
			地区ボランティア センター (13地区)	地域の福祉活動	○			○	○
2	福祉総合相談事業 【地域福祉課】	相談支援	福祉総合 相談担当	直営	○	○	○	○	
3	生活困窮者自立相談支援事業 【地域福祉課】	相談支援、支援プラン作成、就労準備支援、住居確保給付金の支給、学習支援	生活自立 相談窓口	直営	○				
4	障害者等への相談支援体制の機能強化 【障がい福祉課】	相談支援、地域の相談機関との連携・調整	相談支援事業所 (4か所)	委託	○				
5	地域包括支援センターの運営に関する事務 【高齢福祉課】	高齢者等に対する総合相談・支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的真名地面と支援業務、介護要望ケアマネジメント業務、地域ケア会議	基幹型地域包括 支援センター (1か所)	直営	○				
			地域包括 センター (13か所)	委託					
6	地域子育て支援拠点事業 【こども政策課】	相談支援、サービス等の情報提供	子育て 支援センター (4か所)	委託	○				○
			浜見平保育園 地域育児センター (1か所)	直営					
7	利用者支援事業 【こども政策課、保育課、健康増進課】	相談支援(①子育てアドバイザーによる相談、②保育コンシェルジュによる相談、③母子保健コーディネーターによる相談)、サービス等の情報提供	①茅ヶ崎駅北口子 育て支援センター	委託	○				
			②保育課窓口	直営					
			③子育て世代 包括支援センター	直営					
8	家庭児童相談事業 【子ども育成相談課】	相談支援、サービス等の情報提供	こども家庭 センター	直営	○				
9	住宅環境整備事業 【都市政策課】	相談支援(住まい探しの相談)	住まいの 相談窓口	直営	○				
10	精神保健 個別支援に関する事務(こころの健康相談〈精神保健福祉相談〉) 【保健予防課】	精神疾患、精神障がい、メンタルヘルス、自殺念慮者等、精神保健福祉に関する相談支援	保健対策担当	直営	○				
11	地域介護予防活動支援事業 【高齢福祉課】	地区組織活動支援事業、介護予防ボランティア支援事業、歌体操ボランティア養成講座	相談支援担当	直営					○
12	生活支援体制整備事業 【高齢福祉課】	地域支え合い推進員の配置、協議体の設置及び運営	相談支援担当	直営					○
			茅ヶ崎市社会福祉 協議会	委託					
13	地域活動支援センター機能強化事業 【障がい福祉課】	創作的活動及び生産活動の機会の提供、社会との交流促進	地域活動 支援センター (8 か所)	委託					○

○重点的支援体制整備事業の推進体制

重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るため、社会福祉法第106条の6に基づき、課題を抱える地域住民に関する資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めるための支援会議を開催します。また、支援対象者等に対する個別の支援プランの決定とその妥当性を担保するため、重層的支援会議を開催します。

支援会議（本人同意なし）	重層的支援会議（本人同意あり）
社会福祉法第106条の6に基づき構成員に守秘義務を課して課題を抱える人に関する情報共有や支援方針の検討を行う。	多機関協働事業者が関係機関との連携や個別の支援プランの適正性や終結、地域生活課題に対して地域資源の把握や開発の検討を行う。

■取組みの進捗を表す指標

項目	現状値（令和6年度）
福祉総合相談者数（実人数）	600人
地区支援ネットワーク会議での共有事例件数	106件

「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」イメージ図



第4回「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働に関する検討会」資料を改編

2

第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画

～本人らしい暮らしを支える体制づくり～

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、物事の判断をする能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見人等を選任して、本人の暮らしや財産を法的に保護し、本人の意思を尊重した支援を行う制度です。

本人の思いや希望を大切にしながら暮らしていけるようにすること（＝権利擁護）、判断や選択が難しいときに一緒に考え、決める手助けをすること（＝意思決定支援）、お金や財産を適切に管理すること（＝財産管理）、医療や介護など生活に必要な契約や手続きを支えること（＝身上保護）を通じて、本人の暮らしを支えます。

本項は、「ちがさきの地域福祉プラン3」の基本目標3「支え合う」の主な取組み「本人らしい暮らしを支える体制づくり」を推進するものであり、「成年後見制度の利用促進に関する法律」第14条第1項の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけます。

■主な取組み

成年後見制度の理解促進と適正な運用

中核機関^{※1}を設置・運営し、物事を判断する能力が十分でない人（以下、本人という。）を支える親族や福祉の専門職などの権利擁護の意識向上を図るため、制度の理解促進に向けた周知啓発を行います。

また、本人の権利が守られ、適切な支援につながるよう、積極的な訪問による潜在ニーズのキャッチなど、中核機関のアウトリーチ機能の強化に努めます。

さらに、制度を必要とする人が適切に利用できる体制づくりとして市長申立てや利用支援事業に取り組むとともに、本人を中心とした支援体制を円滑に構築するため、本人の支援者や専門職団体などとの連携を推進し、マッチングや受任者調整を行います。

※1 中核機関

制度の利用促進を図るため、広報・啓発、相談対応、後見人等の支援に加え、地域連携ネットワーク構築・コーディネートを行う、成年後見制度の中心的な役割を担います。本市では、茅ヶ崎市成年後見支援センターを指します。

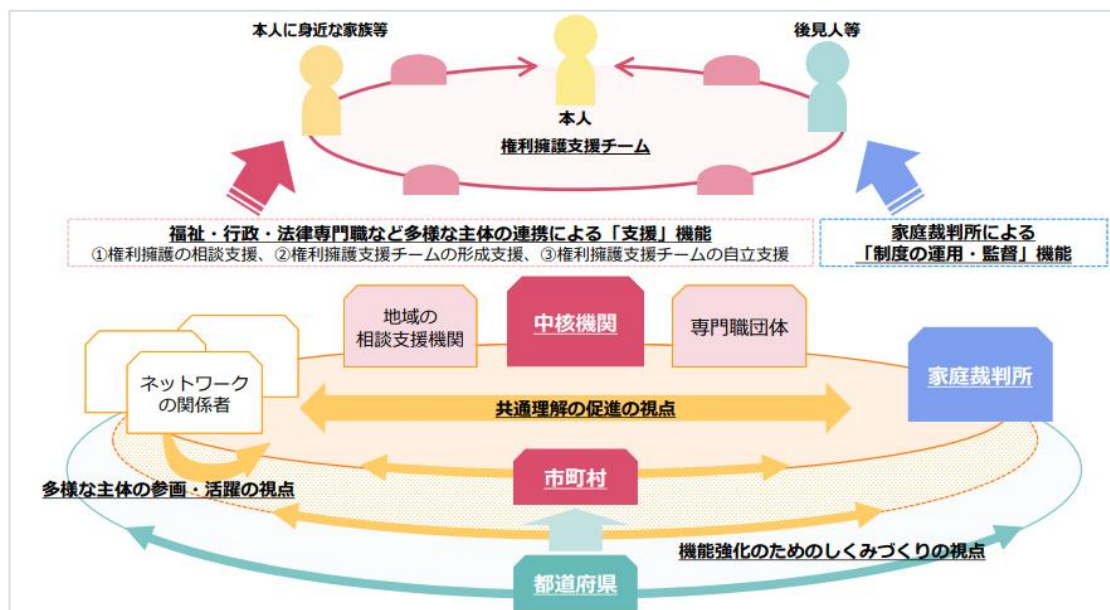
地域連携ネットワークの機能強化

地域連携ネットワークの中核機関である成年後見支援センターにおいて、既存会議等の活用や、専門職団体との連携を進めることで、本人を中心とした支援チーム体制の充実を図ります。連携体制の整備のため、勉強会や成年後見制度利用促進会議を開催し、地域・支援機関・行政・専門職団体・法人後見人等の顔が見える関係を構築します。

また、市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業と制度の連携を推進し、それぞれの特性を活かした切れ目のない支援を提供します。

合わせて、判断能力の低下に不安を抱える人に対し、必要時に適切な支援につながるよう、任意後見制度を入口として、地域と連携した見守り体制づくりに取り組みます。

■地域連携ネットワークのイメージ



出典：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画概要」

意思決定支援の強化

本人を支える親族や福祉の専門職などに対し、意思決定支援の必要性の浸透を図ります。

また、本人の意向や状況を継続的に把握し必要な支援を行うため、成年後見人等だけでなく、親族、福祉の専門職など、本人に関わる多様な支援者が意思決定支援の重要性を理解し、実践できるような本人の支援チーム体制の構築に取り組みます。

合わせて、本人が適切に判断できるよう、必要な情報を分かりやすく提供し、多様な選択肢を提示するなど、本人の意思決定支援に取り組みます。

担い手の確保及び育成・支援

市民後見人を養成するとともに、受任しやすい体制づくりに取り組みます。活動開始後も、定期報告時の助言や継続的な研修機会を提供し、その活動の支援に取り組みます。

また、親族後見人へ、後見活動に対する相談窓口の周知や、定期報告時の支援を強化します。親族後見人への関わりを継続し、安心して活動できる環境づくりに取り組みます。

合わせて、専門職団体や法人後見との連携を一層強化し、多様なニーズに対応できる体制づくりに取り組みます。

■取組みの進捗を表す指標

項目	現状値（令和6年度）
成年後見支援センターへの相談対象者数（実人数）	345人
市民後見人の新規受任件数	3件

教えて！ えぼし麻呂



成年後見制度 ってなあに？

判断能力が十分でない人のために、本人の代わりに財産を管理したり、契約を結んだりする **成年後見人** 等を選ぶことで、その人が自分らしく暮らしていくことを支援する制度のことだよ。



それって、**地域福祉** に関係あるの？

地域福祉は、地域に住むみんなが安心して暮らせるように、みんなで **助け合ったり、支え合ったり** する仕組みや活動のこと。判断力が低下しても、その人の「こうしたい」という気持ちを尊重して、サポートしてくれる人がいれば、これまでと変わらず、**その人らしく** 地域で暮らしていけるよね。そういう意味で、成年後見制度は、地域福祉と関係が深いんだよ。



判断能力が不十分な人のため、私たちにできることはあるかなあ？

もちろんあるよ！
その人のことを考えて、理解しやすいように説明したり、その人が選べるように選択肢を用意したり、その人が安心して過ごすことのできる環境を整えたり、その人らしく地域で暮らしていけるにはなにが必要か、みんなで一緒に考えようことから始めてみよう！



3

第1期茅ヶ崎市再犯防止推進計画

～福祉的な関わりで地域社会の暮らしを支える体制づくり～

刑事施設や少年院から地域社会に戻る人たちの中には、貧困、孤立、依存症、精神疾患など、さまざまな課題を抱えていることや、安定した生活の拠り所となるような場や人とのつながりがいないことなどから、再び犯罪や非行をする人も少なくありません。本項では、住居・就労の確保等の適切な福祉サービスを提供する自立支援や、再犯防止に関する地域の理解を促進するための周知啓発活動、保護司会など地域の民間ボランティア団体等との連携づくり等、再犯防止の推進を観点とした取組みを位置づけ、「福祉的な関わりで地域社会での暮らしを支える体制づくり」を促進します。なお本項は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「第1期茅ヶ崎市再犯防止推進計画」として位置付けます。

■主な取組み

関係機関・団体の支援、連携の推進

保護司会や更生保護女性会など、更生保護ボランティアが円滑に活動を行うために必要な各種情報等の提供を行います。

あわせて、保護司会や更生保護女性会など更生保護ボランティア等の人材募集の呼び掛けへの協力、各種地域団体へ情報提供など、人材の確保を支援します。そのほか、犯罪をした者等のへの支援の実効性を高めるための相談支援や、関係機関を含めた地域づくりを進めます。

犯罪をした者等の自立支援

犯罪をした者等の中には、社会復帰後の生活がうまくいかず、再犯に至るケースがあります。その大きな要因として帰住先がないことや就労を希望しても定職に就くことができないことがあげられることから、一人ひとりの状況を考慮し、適切な福祉サービス等を提供するなど、自立を支援します。

地域における理解の促進や関心を醸成するための周知啓発活動

犯罪をした者等の更生について広く住民の理解を得るため、行政や、地域団体の協力を得ながら「社会を明るくする運動」、「再犯防止啓発月間」などの取組を通して広報・啓発活動を進めます。

また、犯罪をした者等が社会的に孤立することを防ぐため、主体性を尊重しながら、それぞれの抱える課題に応じた「息の長い」支援を推進し、地域福祉活動や福祉学習・体験機会への参加を促すなど、地域での理解と見守り、支えあう包摂のまちづくりに取り組みます。



再犯防止推進計画 ってなあに？

罪を犯してしまった人が、また罪を犯さないように、
支え合いの仕組み を作っていく計画のことだよ。



私に関係あるのかな…？

犯罪を繰り返す人のなかには、仕事がない、家がない、
頼れる人がいない…というように、生活に**困っている人**も多いんだ。
立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域づくりには、
地域みんなの理解と見守り、サポートがとても大切なんだよ。
誰もが、社会の一員としてお互いを尊重し、支え合える社会を目指し、
取組みを進めていくよ。



サポートなんて難しそう…

難しく考えないで大丈夫！ 犯罪したとかしないとか関係なく、
まずは、学校や職場の人や、近所の人、まちですれちがう人など、
身近な人にあたたく接すること。**あいさつ**をすること。
一人ぼっちで困っている人がいたら、**周りの人に相談**してみること。
どれも小さなことだけれど、**地域みんなが実行**することで、
地域社会そのものが、あらゆる人の日々の暮らしの支えになるんだ。



資料編

1 計画策定の根拠となる法令等

- 1 社会福祉法（抜粋）
- 2 地域福祉活動計画策定指針（抜粋）
- 3 社会福祉協議会について
- 4 成年後見制度の利用促進に関する法律（抜粋）
- 5 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

2 計画策定の体制及び経緯

- 1 茅ヶ崎市地域福祉推進委員会
- 2 茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会
- 3 計画策定経緯

3 パブリックコメント実施結果（概要）

4 用語集

1

計画策定の根拠となる法令等

1

社会福祉法（抜粋）

第一条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

第三条（福祉サービスの基本的理念）

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

第四条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第五条（福祉サービスの提供の原則）

社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

第六条（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によ

りその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

第百六条の三（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

２ 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（平二九法五二・追加、平三〇法四四・令二法五二・一部改正）

第百六条の四（重層的支援体制整備事業）

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

２ 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための

支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、児童福祉法第十条の二第二項に規定することも家庭センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第五十一条第一項に規定する支援協議会その他の居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。

5 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

6 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（令二法五二・追加、令四法六六・令六法二一・一部改正）

第百六条の五 （重層的支援体制整備事業実施計画）

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護

保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(令二法五二・追加)

第百六条の六（支援会議）

市町村は、支援関係機関、第百六条の四第五項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 支援会議は、当該支援会議を組織している市町村に生活保護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議又は生活困窮者自立支援法第九条第一項に規定する支援会議が組織されているときは、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。

6 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

(令二法五二・追加、令六法二一・一部改正)

第百七条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民

等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

第百九条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な

事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

2

地域福祉活動計画策定指針（抜粋）（全国社会福祉協議会）

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画」である。

3 社会福祉協議会について

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、地域住民、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て組織・活動することを大きな特徴とし、民間組織としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という 2 つの側面を併せ持った民間非営利組織です。社会福祉法第 109 条に、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明記されています。社協は、市区町村、都道府県・指定都市及び全国段階に設置され、そのネットワークにより活動を進めている団体です。茅ヶ崎市には「茅ヶ崎市社協」があり、地域の住民組織、公私の社会福祉や保健・医療・教育などの関連分野の関係者、さらに、地域社会を形成する幅広い種々の専門家や団体、機関によって構成されています。その活動は、「住民主体」の理念に基づき、地域が抱える様々な福祉課題を地域全体の課題ととらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることにより、福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指すものです。具体的には、住民の福祉活動・ボランティア活動の場づくり、仲間づくりなどの支援や、社会福祉に関わる公私の関係者や団体、機関との連携、福祉サービスの企画・実施などとなり、各市町村等の特性により内容が異なります。茅ヶ崎市社協では、地区での福祉活動の充実や支え合いの体制づくりに力を入れており、「地区担当制」など各地区支援の窓口となる職員を決め、地区社協を中心として顔の見える関係づくりをしながら、各地区の福祉活動を支援しています。

4 成年後見制度の利用促進に関する法律（抜粋）

第一条（目的）

この法律は、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（平二八法二九・一部改正）

第十四条（市町村の講ずる措置）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

第一条（目的）

この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に

推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

第八条（地方再犯防止推進計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

2

計画策定の体制及び経緯

1

茅ヶ崎市地域福祉推進委員会

■委員名簿 令和6年7月～令和8年3月

委員名	区分	所属団体・役職等
横山 昂	市民	公募
彦坂 健一郎（～令和7年6月）		
野島 勝生（令和7年7月～）		
石井 忠彦	市の区域内の 公共的団体の代表者	茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会
森 佳久（～令和7年6月）		茅ヶ崎市障害者施設連絡会
青木 暢彦（令和7年7月～）		一般社団法人茅ヶ崎介護サービス事業者 連絡協議会
小野田 潤（～令和7年6月）		社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会
種部 亮介（令和7年7月～）		茅ヶ崎市地区社会福祉協議会連絡協議会
細谷 誠（～令和7年6月）		茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会
横山 康洋（令和7年7月～）		一般社団法人茅ヶ崎医師会
杉寄 孝		茅ヶ崎商工会議所
岡崎 敏一		茅ヶ崎市地域作業所連絡会
高橋 基（～令和7年6月）		子育てサロン「にこにこサークル」
金 國鐘（令和7年7月～）		子育てサロン「スウィートポテト」
松戸 康彰		茅ヶ崎市地域包括支援センター管理責任 者会
鈴木 浩子（～令和7年6月）	市の区域内の 福祉団体の代表者	茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会 委員長
栗原 小百合（令和7年7月～）		茅ヶ崎市成年後見制度利用促進会議 代 表
田中 京子（～令和7年6月）		
沼上 純子（令和7年7月～）	識見を有する者	
峯尾 武巳（～令和7年6月）		
山崎 宏和（令和7年7月～）		
◎豊田 宗裕	識見を有する者	聖徳大学教授
○島村 俊夫		茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会 委員長
尾上 美子		茅ヶ崎市成年後見制度利用促進会議 代 表

◎は委員長、○は副委員長

2

茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会

■委員名簿 令和6年7月～令和8年3月

委員名	区分	所属団体・役職等
◎島村 俊夫	学識経験者	社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会 理事
遊作 克己	社会福祉協議会	社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会
堀内 秀行		茅ヶ崎市地区社会福祉協議会連絡協議会
小林 幸子（～令和7年3月） 渡辺 直樹（令和7年4月～）		社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 地域福祉部 地域課
瀧田 美穂	市福祉部門	茅ヶ崎市福祉部 地域福祉課長
井上 明	民生委員児童委員協議会	茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会 副会長
○瀬川 直人	市内福祉施設・機関	社会福祉法人碧 総合施設長
青柳 雅之		社会福祉法人慶寿会 特別養護老人ホーム カトレアホーム 施設長
日高 義史		特定非営利活動法人茅ヶ崎市障害者施設連絡会
山川 信人		社会福祉法人白十字会林間学校 児童養護施設 白十字会林間学校 施設長
城田 誠（～令和7年3月） 今井 邦親（令和7年4月～）	まちぢから協議会連絡会	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会
岡田 善司	ボランティア・当事者団体等	茅ヶ崎ボランティア連絡会 書記
寺元 栄子		にこにこクラブ 会長
岩崎 照美（～令和7年3月）		茅ヶ崎市肢体不自由児者父母の会 書記
瀧井 正子（令和7年4月～）		茅ヶ崎手をつなぐ育成会 会長
廣瀬 美代子		ともだちの家 管理長

◎は委員長、○は副委員長

3

計画策定経緯

年 月 日	実施内容
令和 6（2024）年度	
7月30日（火）	茅ヶ崎市地域福祉推進委員会・茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会（令和6年度第1回）（市・市社協合同開催） (1) 諮問 (2) 次期計画の策定について (3) 前計画の振り返りについて (4) 市民アンケートについて (5) その他
9月5日（木）	茅ヶ崎市地域福祉推進委員会・茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会（令和6年度第2回）（市・市社協合同開催） (1) 総合計画と地域福祉プランについて (2) 再犯防止計画について (3) 市民アンケートについて (4) 委員からのご意見を踏まえた取り組みの方向性について (5) 地区との意見交換（ワークショップ）の開催について (6) その他
10月15日（火） ～11月22日（金）	「地域福祉推進のためのアンケート調査」の実施
11月4日（月） ～3月8日（土）	「計画策定にかかる意見交換会（地域福祉プランを考えるワークショップ）の開催（13地区）」
11月11日（月）	茅ヶ崎市地域福祉推進委員会（令和6年度第3回） (1) 「（仮称）みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」の目次及び骨子（案）について (2) その他
11月19日（火）	茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会（令和6年度第3回） (1) 「（仮称）みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」の目次及び骨子（案）について (2) その他
3月25日（火）	茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会（令和6年度第4回） (1) 「（仮称）みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」の目次及び骨子（案）について (2) その他
3月26日（水）	茅ヶ崎市地域福祉推進委員会（令和6年度第4回） (1) 「（仮称）みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」の目次及び骨子（案）について (2) その他

年 月 日	実施内容
令和 7（2025）年度	
7月29日（火）	茅ヶ崎市地域福祉推進委員会（令和7年度第1回） (1) 委員長、副委員長の選出について (2) 茅ヶ崎市地域福祉推進委員会の運営について (3) 「（仮称）みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」の素案について (4) その他
8月〇日（〇）	茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会（令和7年度第1回）
9月〇日（〇）	茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会（令和7年度第2回） (1) 「（仮称）みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」の素案について (2) その他
9月〇日（〇）	茅ヶ崎市地域福祉推進委員会（令和7年度第2回） (1) 「（仮称）みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」の素案について（答申案） (2) その他
12月〇日（〇） ～12月〇日（〇）	パブリックコメント
3月	計画の策定

3

パブリックコメント実施結果（概要）

本計画（素案）について、パブリックコメントを実施しました。実施結果の概要は以下のとおりです。
詳細については、茅ヶ崎市ホームページをご覧ください。

1 募集期間 令和〇年〇月〇日（〇）～ 令和〇年〇月〇日（〇）

2 意見の件数 〇件

3 意見提出者・団体数 〇（〇人・〇団体）

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数								

5 内容別の意見件数

	項 目	件 数
1	「はじめに」に関する意見	件
2	「第1部 これまでやってきたこと」に関する意見	件
3	「第2部 これからみんなで取り組むこと」に関する意見	件
4	「資料編」に関する意見	件
5	全体に関する意見	件
6	パブリックコメントの実施に関する意見	件
7	その他の意見	件
	合 計	件

4

用語集

【あ行】

※場合によっては脚注で対応

みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3

(第5期茅ヶ崎市地域福祉計画・第7次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・
第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画・
第1期茅ヶ崎市再犯防止推進計画)

令和8（2026）年3月発行 500部作成

発行 茅ヶ崎市福祉部地域福祉課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7152（直通）／ FAX 0467-57-8388

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会

〒253-0044 神奈川県茅ヶ崎市新栄町13番44号

電話 0467-85-9650 ／ FAX 0467-85-9651

ホームページ <https://www.shakyo-chigasaki.or.jp/>

